

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第五条第一項中「から第六条の三まで及び」を「及び第六条の二並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。